

2020年9月

公開買付けに関する諸論点② -公開買付けの撤回-

弁護士 飛岡 和明 / 弁護士 菅 隆浩 / 弁護士 牧 大祐 / 弁護士 岩永 航

Contents

- 公開買付けの撤回はどのような場合に可能となるか
- 公開買付けの撤回を行うためにはどのようなアクションが必要となるか
- 公開買付者が撤回を行おうとする場合の実務上の留意点

公開買付けの撤回は、公開買付けの開始と同様、公開買付けの対象者はもちろんですが、対象者の発行する株式の市場株価にも大きな影響があるため、その既存株主その他の投資家に対しても重大な影響を与えるものです。したがって、法律上、公開買付けの撤回は極めて限定的な場面でのみ許容されており、筆者らが知る限り、従前は本邦において公開買付けが撤回によって終了するケースはありませんでしたが、2020年4月2日に、株式会社シティインデックスイレブンスが芝浦機械株式会社(旧「東芝機械株式会社」)の普通株式を対象とする公開買付け(「本件公開買付け」)を撤回しました(時系列の概要は別紙1を参照ください。)。今回は、①そもそも公開買付けの撤回はどのような場合に可能となるか、②実際に公開買付けの撤回を行うためにはどのようなアクションが必要となるか、③公開買付者が撤回を行おうとする場合の実務上の留意点を記載します。

なお、当職らは上記案件の公開買付者及び対象者のリーガルカウンセルではなく、本件公開買付けに関する分析はあくまで一般に公表された情報に基づくものです。

1. 公開買付けの撤回はどのような場合に可能となるか

(1) 公開買付けの撤回は、法定の撤回事由がある場合に限られる

公開買付けはそれがいったん公表されると、市場株価に対する影響や対象者及びその株主等に対して多大な影響が生じます。安易に公開買付けが行われると、対象者・株主・投資家の立場が不安定となると同時に、相場操縦につながるおそれがあるため、公開買付けは原則として撤回ができないこととされており、公開買付開始公告をした後に撤回ができるのは、あくまで法定の撤回事由に該当する事実がある場合に限られます(金融商品取引法(「法」)27条の11第1項)。

公開買付けの撤回ができる場合は、以下の類型に分かれます(法27条の11第1項但書、金融商品取引法施行令(「令」)14条)。詳細は別紙2を参照ください。

- ① 対象者側(対象者の子会社を含む)の事情(決定事実と発生事実)による場合
- ② 公開買付けによる株券等の取得のために必要となる許可等を公開買付期間の末日の前日までに取得できな

かった場合

③ 公開買付者側の事情による場合

なお、①及び②については、公開買付開始公告及び公開買付届出書(以下あわせて「公開買付届出書等」といいます。)において、当該事情が生じたときは公開買付けの撤回をすることがある旨の条件を付した場合に限り、撤回事由となり(法 27 条の 11 第 1 項但書)、かつ、公開買付期間中に当該条件の内容を変更することはできません(令 13 条 2 項 4 号)。

(2) 関東財務局の事前相談を経た上で、列挙事由に準じる事由を撤回事由とすることも可能

上記(1)の①及び②で掲げる撤回事由については、令 14 条 1 項 1 号や 3 号において具体的に列挙されている各撤回事由の他に、関東財務局による事前相談を経た上で、当該撤回事由に「準ずる事項」又は「準じる事実」として公開買付届出書等において指定することにより撤回事由となるものがあります(令 14 条 1 項 1 号ツ及び同 3 号又)。もともと、上記のとおり、公開買付けの撤回は原則として禁止されていることから、関東財務局の運用としては、「準ずる事項」又は「準じる事実」の指定については非常に厳しい運用を行っており、相場操縦のおそれや不特定多数の者が当事者となる取引における法的安定性の重要性に鑑みても、公開買付けを撤回しても差支えないと考えられるものに限って当該指定が認められるというのが実務上の運用となっております¹。具体的には、以下のような事由が「準ずる事項」又は「準じる事実」としての撤回事由として指定されることが多いようです。

- (特に対象者の賛同を得ることが不透明な状況で開始される公開買付けを中心として)対象者の業務執行機関による一定金額以上の配当の実施又は自己株式の取得に関する決定
- 対象者の提出する法定開示書類について、重要な事実の虚偽の記載又は重要な事実の不記載があった場合(公開買付者において当該不実記載を知らないことに加えて、相当の注意を用いたにも関わらず知ることができなかったということを要件として掲げている場合もあります。)

なお、本件公開買付けにおいては、具体的に列挙されている各撤回事由の他に、以下の事由が「準ずる事項」又は「準じる事実」としての撤回事由として指定されていました。

- 対象者の取締役会が、公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額以上のもの)を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合
- 対象者の取締役会が、自己株式の取得(株式を取得すると引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額以上のもの)を行うことについて決定した場合
- 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

(3) 公開買付けの撤回ではなく、買付条件の変更による公開買付けの維持の可能性(公開買付けの撤回よりも、買付価格の引き下げは実施できる場合が限定的)

敵対的公開買付けの対抗手段として、買収防衛策が発動された場合、通常、公開買付者等以外の株主に新株

1 ①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項について虚偽があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②公開買付開始公告を行った日以後に発生した事情により対象者の事業上重要な契約が終了した場合、③対象者の重要な子会社について対象者に関して令 14 条 1 項 3 号イからリに掲げる事実が発生した場合などは通常これに該当するものとされております(株券等の公開買付けに関する Q&A の問 36)。

予約権が割り当てられることになり、公開買付者が公開買付けによって取得する対象者株式の希釈化が生じます。それに合わせて公開買付けの買付価格を下げることで(例えば、発行済株式が2倍になる場合には、買付価格を2分の1にすること)、公開買付けを維持することも、公開買付者の立場からすると理論的には考えられますが、買付価格の引き下げは、法令上原則として禁止されており、撤回事由よりもさらに限定された場合に限り許容されています。すなわち、買収防衛策としての差別条項付きの新株予約権の発行につき、対象者が機関決定をした場合には、公開買付けの撤回はできますが、買付価格の引き下げのためには実際に新株予約権の割当てがなされたことまで必要となります²(法27条の6第1項第1号、令13条1項2号)。

(4) 本件公開買付けにおける撤回事由

本件の公開買付者は、本件公開買付けの撤回を行う根拠として、上記(1)の①の撤回事由の一つである、対象者による買収防衛策の維持又は不変更の決定(令14条1項2号イ)に該当することを公開買付撤回届出書にて記載しています。当該撤回事由の要件と、本件公開買付けの公開買付撤回届出書において当該要件を満たすとされた根拠についてまとめると以下のようになります。

本件公開買付けの撤回事由	該当することの根拠
<p>要件</p> <p>① 公開買付開始公告をした日において、対象者の業務執行を決定する機関が当該公開買付けの後に当該公開買付者の株券等所有割合を10%以上減少させることとなる新株の発行その他の行為(当該公開買付けに係る買付け等の期間の末日後に行うものに限る。)を行うことがある旨の決定を既に行っており</p> <p>② (公開買付開始公告をした日において、)当該決定の内容を公表している場合において</p> <p>③ 当該決定を維持する旨の決定(公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。)をしたこと</p>	<p>あてはめ</p> <p>① 対象者は、公開買付開始公告(2020年1月21日)よりも前の日である2020年1月17日に買収防衛策の導入を決定していること。当該買収防衛策が発動された場合、公開買付者及びその当別関係者(「公開買付者等」)に割り当てられた新株予約権は行使できないため、公開買付者の株券等所有割合が10%以上減少することが想定されること。新株予約権の割当基準日は、公開買付期間の末日以降であり、その発行は、公開買付期間の末日以降に行われる予定であること</p> <p>② 対象者は、上記①について公開買付開始公告(2020年1月21日)よりも前の日である2020年1月17日にプレスリリースにて公表していること</p> <p>③ 2020年3月27日に、対象者の取締役会は、株主意思確認総会での承認可決を受けて、買収防衛策を発動し、新株予約権の無償発行を行う旨を決定したこと</p>

特に上記①の要件を満たしたことが、本件公開買付けの撤回に関して、非常に重要なポイントとなったものと考えられます。仮に、公開買付開始公告を行った日以降に、対象者が買収防衛策の導入を決定した場合、上記①の要件

² いわゆるブルドックソース事件では、公開買付期間中において新株予約権の割当ての効力が発生したため、公開買付者は買付価格を引き下げることで、撤回することなく公開買付けが維持されたようです。

を満たさず、それ以外の撤回事由(例えば、買収防衛策としての差別条項付新株予約権の無償割当てに関する対象者の機関決定)を模索する必要があったものと考えられます。

なお、本件公開買付けにおいて、新株予約権の無償割当ては、公開買付けの終了後になされることが予定されていたため、上記(3)に記載の理由から、公開買付者は撤回の選択肢のみが利用可能だったようです。ただし、本件において、新株予約権の無償割当ては、本件公開買付けの決済の開始日である4月23日以降の4月24日付の株主を基準として割り当てることとなっていました。そのため、応募する株主からすれば、「応募することにより新株予約権の付与が受けられない」関係にあるため、そもそもディスカウントした買付価格に応募する動機が一切ないことから、(法令上の買付価格の変更禁止というルール以前の問題として)買付価格の減額は選択肢となっていなかった可能性すらあります。

2. 公開買付けの撤回を行うためにはどのようなアクションが必要となるか

(1) 公開買付けの撤回にも書類等の準備が必要となる

公開買付けの撤回事由が生じた場合であっても、即座に撤回はできません。撤回を行うためには、公開買付期間の末日までに公開買付撤回公告、日刊新聞紙への掲載、公開買付撤回届出書を準備する必要があります(法 27 条の 11 第 2 項及び第 3 項)。

	アクション	備考
1.	公開買付撤回公告	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公告は、公開買付期間の末日までに、EDINET による電子公告(公告後遅滞なく、公告を行った旨の日刊新聞紙への掲載を行います。)か、日刊新聞紙への掲載による公告のいずれかの方法で行う必要があります(但し、公告方法は公開買付開始公告にて利用した方法と同様の方法を利用する必要があります。)(令 9 条の 3 第 1 項、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(「府令」)9 条 3 項)。実務上は、EDINET による電子公告(及び、公告を行った旨の日刊新聞紙への掲載)によることが多いものと考えられます。 ■ 撤回の効力は、公告を行った時点(公開買付期間の末日までに公告ができない場合には公表を行った時点)にて、撤回の効力が生じます(法 27 条の 11 第 5 項)。 ■ 公開買付期間の末日までに日刊新聞紙による公告ができない場合には、公開買付期間の末日までに公表(2 つ以上の報道機関に対する公表)を行い、その後、公告を行うこととなります(法 27 条の 11 第 2 項但書、府令 20 条)。 ■ 公開買付撤回公告の記載事項は、以下のとおりです(法 27 条の 11 第 2 項、府令 27 条)。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地 2. 対象者の名称、買付け等に係る株券等の種類、公開買付期間 3. 公開買付けの撤回等を行う旨及びその理由

	アクション	備考
		4. 応募株券等の返還の開始日、方法及び場所 5. 公開買付撤回届出書の写しを縦覧に供する場所
2.	公開買付撤回届出書の提出(上記1と同日)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公開買付けの撤回の公告(公開買付期間の末日までに上記の方法による公告ができない場合においては公表)を行った日と、同日に、公開買付撤回届出書を EDINET を通じて提出する必要があります(法 27 条の 11 第 3 項)。 ■ 公開買付撤回届出書は府令第 5 号様式により作成する必要があります(府令 28 条)。 ■ 条文上、公開買付撤回届出書の提出日は、公告・公表日と同日である必要がある点に留意する必要があります。 ■ 撤回事由の発生があったことを知るに足りる書面がある場合には、当該書面を公開買付撤回届出書に添付することが求められています³(府令第 5 号様式の記載上の注意(5))。
3.	公開買付撤回届出書の対象者への送付	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公開買付届出書と同様、公開買付撤回届出書も対象者に写しを送付する必要があります(法 27 条の 11 第 4 項、法 27 条の 3 第 4 項)。

(2) 公開買付撤回届出書は関東財務局による精査を経た上で提出する必要がある

公開買付けの撤回は不特定多数に影響が生じるため、実務上、公開買付届出書の場合と同様に、公開買付撤回届出書の提出の前に、関東財務局にドラフトを共有の上、内容の精査を受ける必要があります。本件においても、対象者も、公開買付撤回届出書の内容について、関東財務局の精査を受けた上で提出したものとされます。

3. 公開買付者が撤回を行おうとする場合の実務上の留意点

(1) 公開買付期間が残り少ない状況で撤回事由が発生した場合にはどうなるのか？

上記 2 のとおり、公開買付けの撤回のためには書類の準備が必要であり、相応の期間の確保が求められます。公開買付期間が残り少ない状況で撤回事由が生じ、公開買付期間の末日までに公開買付撤回公告(又は公表)・公開買付撤回届出書の準備が間に合わない場合には、一般論として、以下の対応が考えられます。但し、以下の対応を行うかどうかも含めて、実際に撤回を行う場合には、関東財務局に相談の上、これを行う必要があります。

- ① 公開買付期間を延長した上で、公開買付撤回公告・公開買付撤回届出書を提出する方法
- ② 訂正公開買付届出書にて撤回を行うことを決定したことを記載することで、公開買付期間の自動延長を行う方法(注)

(注)公開買付期間について既に 60 営業日又はそれ以上となっている場合には、公開買付期間を自由に延長す

³ 本件では、対象者の意見表明報告書(その訂正報告書を含みます。)、公開買付けに関する反対の意見表明、株主意思確認のための株主総会の開催や当該株主総会の決議の公表に関する一連のプレスリリース、並びに株主意思確認のための株主総会に係る招集通知が添付されています。

ることができません(令 13 条 2 項 2 号)。しかしながら、一定の事由に基づき訂正公開買付届出書を提出する場合には、公開買付期間が 60 営業日以上になっている場合であっても、法令により、公開買付期間が自動的に延長されます(法 27 条の 8 第 8 項、府令 22 条)。実際に、公開買付期間が 60 営業日以上になっている時点で、一定の案件の状況の変化が生じたことについて訂正公開買付届出書において開示することによって公開買付期間が延長された事例があります。公開買付撤回公告(又は公表)・公開買付撤回届出書の準備が間に合わない場合には、関東財務局に相談の上、公開買付期間を 60 営業日を超えて延長することも考えられます。

(2) 公開買付撤回届出書の作成上の留意点(回避措置の記載)

法令上、撤回事由として求められているわけではないものの、買収防衛策の発動を理由とする公開買付撤回届出書においては、公開買付撤回届出書の様式上、以下の事由が発生しないよう、公開買付者において、対象者による決定がなされることを回避するために講じた方策を記載する必要があります(府令第五号様式の記載上の注意(5))。

- 買収防衛策(公開買付者の株券等所有割合の減少を伴うもの)の実施を行うことがある旨の決定を行っており、かつ、当該決定を公表している場合において、当該決定を維持することが決定された場合(令 14 条 1 項 2 号イ)
- 対象者又はその子会社が、いわゆる黄金株(会社法 108 条 1 項 8 号)や、取締役・監査役選任権を付した種類株式(会社法 108 条 1 項 9 号)を発行している場合において、当該種類株式の内容を変更しない旨の決定をした場合(令 14 条 1 項 2 号ロ)
- 公開買付け終了後において、公開買付者及びその特別関係者の議決権を行使できる事項の変更を伴う行為等(公開買付終了後になされるものに限る。)を行うことがある旨の決定を行っており、かつ、当該決定を公表している場合において、当該決定を維持することが決定された場合(令 14 条 1 項 5 号、府令 26 条 4 項)

本件においても、公開買付者は公開買付撤回届出書において、回避するために講じた方策を記載しており、その概要は以下のとおりでした。

- 買収防衛策の維持及びその発動がなされるべきではないことを対質問回答報告書等にて対象者に伝えてきたこと
- 買収防衛策の維持に係る対象者の決定を行う前に、対象者にて株主の意思確認を行うべく、株主総会を開催するよう申し入れたこと
- 対象者の株主としての公開買付者等が、上記株主総会において実際に反対票を投じていること
- 可能な範囲において、対象者の大株主や機関投資家と面談やカンファレンスコールを実施し、上記株主総会において反対票を投じるよう求めたり、対象者の株主宛てに反対票を投じるよう書簡を送付してきたりしたこと
- 公開買付者の特別関係者であるオフィスサポートのホームページや Twitter 上で買収防衛策が不当であり、発動されるべきではないことを公表してきたこと
- 対象者に対して、議決権行使助言会社のうち、対象者から公表されていない助言会社の助言の内容

(同社は、買収防衛策に係る議案に関して反対推奨を行ったとのことです。)について、対象者に公表するよう求めたこと

(3) 公開買付けの撤回に関する事実もインサイダー情報であるため、情報管理について留意する必要

法 167 条では、公開買付けの中止に関する事実もインサイダー情報として規定されています。また、法 167 条 2 項において、当該インサイダー情報の伝達行為が禁止されています。

よって、公開買付けの撤回については、その公表を行う前は、厳重に情報管理をする必要があります。

別紙 1 株式会社シティインデックスイレブンスによる芝浦機械株式会社への公開買付けの時系列

本件公開買付けの時系列の概要は以下のとおりです(以下、公開買付者は株式会社シティインデックスイレブンスを、対象者は芝浦機械株式会社を指します)。

年月日	概要
2020.1.17	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対象者 公開買付者の特別関係者である株式会社オフィスサポートより、公開買付けの実施の可能性の連絡を受け、買収への対抗措置を含めた対応方針(株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則 118 条 1 項 3 号ロ(2)))の公表 ➤ 対抗措置は、株主総会での意思確認を経た上での、差別的行使条件・差別的取得条項等が付された新株予約権の無償割当て ➤ 仮に対抗措置が発動された場合には、非適格者(敵対的買収者等)以外の株主の所有株式数が増加するため、非適格者は株券等所有割合及びその保有する株価の経済的価値につき、不利益を受けることとなる
2020.1.21	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公開買付者 公開買付開始公告の実施、及び公開買付届出書の提出
2020.1.28	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対象者 意見表明報告書を提出(意見は留保。質問権を行使)
2020.2.4	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公開買付者 対質問回答報告書を提出
2020.2.12	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対象者 公開買付けに対する反対の決議を行うとともに、株主意思確認のための株主総会の開催の決定
2020.2.15	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対象者 株主意思確認のための株主総会のための基準日(公告日は 1 月 31 日)
2020.2.18	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公開買付者 訂正公開買付届出書を提出し、公開買付期間を 60 営業日に延長(最終日は <u>4 月 16 日</u>)
2020.2.26	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対象者 株主総会の開催のための招集通知の公表
2020.3.6	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公開買付者 訂正公開買付届出書を提出し、新株予約権の無償割当てが株主意思確認のための株主総会にて承認された場合、直ちに公開買付けの撤回を行うことを 3 月 4 日付で決定した旨公表
2020.3.27	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対象者 株主意思確認のための株主総会の開催、買収防衛策の承認に基づく取締役会での発行決議(新株予約権の無償割当てに関する基準日及び効力発生日は、公開買付けの終了日(4 月 16 日)及び決済の開始日(4 月 23 日)よりも後の <u>4 月 24 日(基準日)</u>及び <u>4 月 27 日(効力発生日)</u>)
2020.4.2	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公開買付者 公開買付撤回公告の実施、及び公開買付撤回届出書の提出

別紙 2

- 1 対象者又はその子会社の決定に関する撤回事由(令 14 条 1 項 1 号、府令 26 条 1 項)(事由毎に軽微基準が定められている場合がある。)

対象者又はその子会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについて決定したこと(決定を行うだけで要件を満たし、実施することまでは不要である)

- イ. 株式交換
 - ロ. 株式移転
 - ハ. 会社の分割
 - ニ. 合併
 - ホ. 解散(合併による解散を除く。)
 - ヘ. 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
 - ト. 資本金の額の減少
 - チ. 事業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止
 - リ. 金融商品取引所に対する株券等の上場の廃止に係る申請
 - ヌ. 認可金融商品取引業協会に対する株券等の登録の取消しに係る申請
 - ル. 預金保険法第 74 条第 5 項の規定による申出
 - ヲ. 株式又は投資口の分割
 - ワ. 株式若しくは新株予約権の割当て(新たに払込みをさせないで行うものに限る。)又は新投資口予約権の割当て
 - カ. 株式、新株予約権、新株予約権付社債又は投資口の発行(上記ヲ及びワに掲げるものを除く。)
 - コ. 自己株式(会社法第 113 条第 4 項に規定する自己株式をいう。)の処分(上記ワに掲げるものを除く。)
 - ク. 既に発行されている株式について、会社法第 108 条第 1 項第 8 号又は第 9 号に掲げる事項について異なる定めをすること
 - ケ. 重要な財産の処分又は譲渡
 - コ. 多額の借財
 - ク. 上記イからソまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの
- 2 対象者による買収防衛策の維持又は不変更の決定(令 14 条 1 項 2 号、令 14 条 1 項 5 号、府令 26 条 2 項及び 4 項)

いわゆる買収防衛策に関する対象者の決定も撤回事由となりうる。なお、①公開買付開始公告と買収防衛策の公表のタイミングに関する要件や、②買収防衛策の発動のタイミングに関する要件に留意する必要がある。

公開買付者の株券等所有割合の10%以上の減少を伴う新株の発行等に係る公表済みの決定の維持	公開買付開始公告をした日において、対象者の業務執行を決定する機関が当該公開買付けの後に当該公開買付者の株券等所有割合を10%以上減少させることとなる新株の発行その他の行為(当該公開買付けに係る買付け等の期間の末日後に行うものに限る。)を行うことがある旨の決定を既に行っており、かつ、当該決定の内容を公表している場合において、当該決定を維持する旨の決定(当該決定は公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。)をしたこと
発行済みの種類株式(拒否権条項又は取締役・監査役選任権が付されているもの)の内容の不変更の決定	公開買付開始公告をした日において、対象者又はその子会社が会社法第108条第1項第8号又は第9号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる2以上の種類の株式に係る株券等を発行している場合において、当該異なる定めを変更しない旨の決定(当該決定は公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。)をしたこと
公開買付者らの議決権行使の制限に係る公表済みの内容の維持の決定	公開買付けの後に公開買付者及びその特別関係者が株主総会において議決権を行使することができる事項を変更させることとなる株式の交付その他の行為(当該公開買付けに係る買付け等の期間の末日後に行うものに限る。)を行うことがある旨の決定を対象者の業務執行を決定する機関が行っており、かつ、当該決定の内容を公表している場合であって、当該機関が当該決定を維持する旨の決定(当該決定は公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。)をしたこと

3 対象者に一定の事象が生じたことに伴う撤回事由(令14条1項3号)(事由毎に軽微基準が定められている場合がある。また、下記イ・ハ・ホ・トについては公開買付者及びその特別関係者によって行われた場合は除外される。)

- イ. 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと
- ロ. 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと
- ハ. 当該対象者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て(「破産手続開始の申立て等」)がなされたこと
- ニ. 手形若しくは小切手の不渡り(支払資金の不足を事由とするものに限る。)又は手形交換所による取引停止処分(「不渡り等」)があったこと
- ホ. 主要取引先(前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。)から取引の停止を受けたこと
- ヘ. 災害に起因する損害
- ト. 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと
- チ. 株券の上場の廃止(当該株券を上場している全ての金融商品取引所において上場が廃止された場合に限る。)
- リ. 株券の登録の取消し(当該株券を登録している全ての認可金融商品取引業協会において登録が取り消された場合(当該株券が上場されたことによる場合を除く。)に限る。)

- 又、上記イからりまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの
- 4 株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの(「許可等」)を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかったこと(令 14 条 1 項 4 号)
- 5 公開買付者に関する撤回事由(令 14 条 2 項)(死亡・後見開始の審判は公開買付者が自然人の場合に限られます。)
- 死亡
 - 後見開始の審判
 - 解散
 - 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定
 - 公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産手続開始の申立て等
 - 不渡り等

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 飛岡 和明 (kazuaki.tobioka@amt-law.com)
弁護士 菅 隆浩 (takahiro.suga@amt-law.com)
弁護士 牧 大祐 (daisuke.maki@amt-law.com)
弁護士 岩永 航 (wataru.iwanaga@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。